

## 四万十町教育委員会会議録（令和3年2月定例会）

1. 日 時 令和3年2月9日（火）午前9：00～午前11：50

2. 場 所 四万十町役場本庁東庁舎 2階 町民活動支援室

### 3. 出席者

教育長 山脇光章

教育委員 横山順一 坂本維子 石崎豊史 佐々倉愛

事務局 教育次長 浜田章克

生涯学習課 課長 林 瑞穂

学校教育課 課長 西谷典生 副課長 東 孝典

教育対策監 中川千穂 係長 小島由実

主任 田井真里奈

教育研究所 所長 岡 澄子

### 4. 傍聴者

0名

### 5. 日 程

(1) 開会

(2) 教育長あいさつ

(3) 会議録署名委員の指名 (横山委員)

(4) 議題

①承認第1号 専決処分の承認について（会計年度任用職員の任用（発令）の承認）

②議案第1号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）

③議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●● ●●●●）

④議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）

⑤議案第4号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）

⑥議案第5号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●）

⑦議案第6号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）

⑧議案第7号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）

⑨議案第8号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）

⑩議案第9号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）

⑪議案第10号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）

⑫議案第11号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）

⑬議案第12号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）

⑭議案第13号 四万十町奨学生審査委員会委員の委嘱について

(5) 協議事項

なし

(6) 報告事項

①高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査（四万十町）について

(7) その他

- ①文化的施設準備室（仮称）の設置について
- ②給食センター再構築について
- ③卒業式への参加について

6. 議 事

教育長 : それでは、ただ今より令和3年2月教育委員会定例会を開催します。

早速、議題に入っていきたいと思います。承認第1号 専決処分の承認について（会計年度任用職員の任用（発令）の承認）、を議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

（事務局より、承認第1号 専決処分の承認について（会計年度任用職員の任用（発令）の承認）、説明する。）

教育長 : 承認第1号については、昭和保育所の調理員さんの会計年度任用職員の発令で、この件について何かございませんでしょうか。

特段ないということですので、この専決処分についてご承認いただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続いて、議案に入りたいと思います。議案の1号から12号までが指定校区外就学申請の取扱いについてとなっておりますので、順次順番に審議、採決に進みたいと思います。議案ごとに行きたいと思いますので、よろしくをお願いします。

議案第1号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●）、事務局より説明、提案をお願いいたします。

（事務局より、議案第1号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●）、説明する。）

教育長 : 休憩にしたいと思います。

（小休止）

教育長 : 休憩を解いて正常に戻したいと思います。

議案第1号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●）、何かご質問等ございましたら、お願いいたします。

校区外就学基準の2番、留守家庭ということですので、委員の皆さんのご意見なければ承認をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

続きまして、議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●●●●●●●●）、事務局より説明をお願いいたします。

（事務局より、議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申

請者 ●●● ●●●)、説明する。)

教育長 : 議案第2号の案件ですが、●●●君は●●保育所に通園中ということです。この件についてご意見等ありましたら、お願いをいたします。新1年生ということです。

佐々倉委員 : すみません、小休でいいですか。

教育長 : 小休にします。

(小休止)

教育長 : 小休を解いて正常に戻したいと思います。

この件について他にご意見等ございませんでしょうか。新1年生ということです。現在も●●保育所に通っているという児童の案件です。

他に意見等もないようでございますので、議案第2号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●● ●●●)、ご承認をいただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

続いて、議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より、議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)、説明する。)

教育長 : 議案第3号の案件については、校区外就学基準の7、その他の事情というところで事務局より説明があったとおり、昨年、転入してきたご家族で、現在も住む家なり町営住宅を探しているということもありますし、現在、●●保育園に通所しているということです。この件についてご意見等ありましたら、お願いをいたします。

●●さん一家は居住地が変わる可能性も今後、出てくるということですか。

小島学校教育課係長 : ●●に住みたいけど家がないとの事です。

教育長 : ●●●から●●保育園まで大変ですね、距離がありますね。

西谷学校教育課長 : お母さんのほうが●●で勤めておりますので、一緒に連れて行ってということです。

小島学校教育課係長 : 下に、兄弟さんも●●保育所に通っています。

教育長 : 3人が●●保育所に行かれているということです。●●小学校の新1年生が、残念ですが、●●小学校へ行くということです。事由は7番のその他の事情というところで、承認をしたいという事務局の案でございます。この件について、ご意見等なければ承認をしていただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。議案第3号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)、承認をいただきました。

続いて、議案第4号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より、議案第4号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●● ●●)、説明する。)

教育長 : 議案第4号、●●さんの案件でございます。新2年生、●●さんのお兄さんも現在、●●小学校の6年生ということですね。引き続いての校区外就学の申請でございます。この件について何かございませんでしょうか。引き続いて、留守家庭ということで申請です。

それでは、議案第4号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●● ●●）、ご承認していただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

続きまして、議案第5号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●● ●●）、事務局より説明をお願いします。

（事務局より、議案第5号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●● ●●）、説明する。）

教育長 : 議案第5号につきましても、先ほどの議案第4号と同様に、引き続いて●●小学校への就学を希望している案件です。この児童についても兄弟児が現在、6年生と一緒に●●小学校に通学をしているということです。議案第5号、●●さんからの校区外就学申請ですけど、この件について何かございませんでしょうか。

佐々倉委員 : 小休で構わないでしょうか。

教育長 : 小休にします。

（小休止）

教育長 : それでは、正常に戻したいと思います。

議案第5号について、ご意見等ございませんでしょうか。

特段ないようでございます。この件についても引き続きの校区外就学の申請です。

議案第5号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●● ●●）、はご承認をしていただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

続きまして、議案第6号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●● ●● ●●）、事務局より説明をお願いいたします。

（事務局より、議案第6号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●● ●● ●●）、説明する。）

教育長 : この案件も引き続き●●小学校への就学を希望しており、留守家庭でもあるということですので在職証明書を添付している案件です。この件について何かございませんでしょうか。小休止にしたいと思います。

（小休止）

教育長 : それでは、休憩前に引き続き正常に戻したいと思います。

議案第6号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）、他に  
ご意見がなければ、ご承認をしていただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

続いて、議案第7号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）、  
事務局より説明をお願いいたします。

（事務局より、議案第7号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申  
請者 ●● ●●）、説明する。）

教育長 : 議案第7号の案件です。中学校での部活動の事由により、●●中学校を希望してい  
る案件です。この件について、何かご意見等ございましたら、お願いいたします。

JRでの時間帯は、どうなりますか。

林生涯学習課長 : 7時40何分ぐらいに●●から●●へ行く便になると思います。

教育長 : 帰りはどうですか。

横山委員 : 5時半ぐらいだったと思います。

林生涯学習課長 : ここを4時50何分ぐらいに出る。

教育長 : 最後がですか。

林生涯学習課長 : 最終が6時台だと思います。

横山委員 : ●●高校生が乗る便ですね。

林生涯学習課長 : ●●から通うよりは、●●方面から通うほうが便利だと思います。

教育長 : ●●中学校の生徒が1人減りますので、残念なところもありますけど、クラブの関  
係で音楽部に入りたいという案件です。

この件について何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。議案第7号  
指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）、ご承認していただいま  
すでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

続きまして、議案第8号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●  
●）、事務局より説明をお願いいたします。

（事務局より、議案第8号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申  
請者 ●● ●●）、説明する。）

教育長 : 議案第8号の案件です。新1年生です。本来なら●●小学校ですが、●●●小学校  
への就学を希望しています。現在も●●●保育園に通っているということです。この  
件について、何かございませんでしょうか。この件についても、●●小学校から●名  
を移動するという事で、学級編成にすごく影響のある●人のお子さんです。

小休にしたいと思います。

（小休止）

教育長 : それでは、正常に戻したいと思います。

この件について他にご意見等はございませんでしょうか。

ご意見もないようですので、議案第8号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）、ご承認していただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

続きまして、議案第9号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）、事務局より説明をお願いいたします。

（事務局より、議案第9号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）、説明する。）

教育長 : 議案第9号の案件について、留守家庭ということで引き続き●●●小学校への就学を希望しているということで、下の弟さんも●●●保育所に通っているというところ  
です。今度、新3年生になる●●君の案件です。この件について何かご意見等ございましたら、お願いいたします。

休憩にしたいと思います。

（小休止）

教育長 : 正常に戻したいと思います。

議案第9号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）、ご意見が他にないようですので、この件についてご承認をしていただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

続いて、議案第10号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）、事務局より説明をお願いいたします。

（事務局より、議案第10号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）、説明する。）

教育長 : 小休にしたいと思います。

（小休止）

教育長 : 正常に戻したいと思います。

この件についてご意見、ご質問等ございませんでしょうか。

●●中学校への就学希望ということです。議案第10号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）、ご承認をしていただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

続きまして、議案第11号 指定校区外就学申請の取扱いについて（申請者 ●● ●●）、事務局より説明をお願いいたします。

教育長 : 議案第11号の案件です。引き続きの●●●小学校への就学希望、申請という案件です。事由は留守家庭ということで、何かご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

小休にしたいと思います。

(小休止)

教育長 : それでは、正常に戻したいと思います。

他にご意見等ございませんでしょうか。

継続しての校区外就学申請です。議案第11号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●)、ご承認していただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

続いて、議案第12号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●)、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局より、議案第12号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●)、説明する。)

教育長 : 議案第12号の案件です。●●中学校への校区外就学申請ということで、この方も陸上部、現在、小学校での友達と一緒に●●中学校で陸上を続けたいという案件です。休憩にしたいと思います。

(小休止)

教育長 : 正常に戻したいと思います。

他に質疑等なければ、議案第12号 指定校区外就学申請の取扱いについて(申請者 ●●●●)、ご承認していただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。

ここで休憩を取りたいと思います。

(小休止)

教育長 : それでは、休憩前に引き続き会議を始めたいと思います。

続いて、議案第13号 四万十町奨学生審査委員会の委員の委嘱について、を議題といたします。この案件については委員さんの委嘱に関する案件でございますので、岡所長、横山委員については一時、退室をお願いいたします。

(横山委員、岡所長退室。)

教育長 : それでは、あらためまして議案第13号 四万十町奨学生審査委員会の委員の委嘱について、を議題といたします。事務局より説明、提案をお願いいたします。

(事務局より、議案第13号 四万十町奨学生審査委員会の委員の委嘱について、説明する。)

教育長 : ただ今、事務局よりご説明があったとおり、議案第13号の委員さんの委嘱について提案をさせていただきました。この件について質疑等ございましたらお願いをいたします。

委嘱期間については、本年3月1日から令和5年2月28日までの2年間ということです。教育委員さんにつきましては、横山委員さんを再任させていただきたいという提案です。

石崎委員 : よろしく申し上げます。

教育長 : それでは、議案第13号 四万十町奨学生審査委員会の委員の委嘱について、ご承認いただけますでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : ありがとうございます。岡所長、横山委員の入室をお願いいたします。

(横山委員、岡所長入室。)

教育長 : 先ほどの議案第13号 四万十町奨学生審査委員会の委員の委嘱について、はお手元の委員名簿のとおり、本教育委員会で承認をいただきましてので、岡澄子さん、横山順一委員さんにご報告をさせていただきます。

以上で議題については終了させていただきます。

続いて、協議事項はございません。

6番の報告事項に移りたいと思います。

報告事項 ①高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査(四万十町)について、ご報告をお願いします。

(事務局より、報告事項 ①高知県生徒指導上の諸課題・児童虐待に関する調査(四万十町)について、説明する。)

教育長 : 生徒指導上の諸課題の調査報告です。小学校と中学校に分かれてあります。学校別の資料もございます。相対的なところも含め、小学校、中学校別でご意見等いただければと思います。

石崎委員 : 小学生のほうですが、児童虐待があるということで、構わない範囲で内容を教えてください。

中川教育対策監 : お母さんが子どもに対して暴言、それから、叩くという暴力があったということで、病院に行くレベルの怪我ではなかったですが、日々、お母さんから叩かれるということで、子どもが学校に打ち明けて学校から通報したということです。2件ともがお母さんの暴言、暴力ということです。

石崎委員 : 今の子どもの状態は、どんな感じですか。

中川教育対策監 : 今現在は、1件のケースにつきましては、児相に入っていて、ご家庭に話をし、要対協の預かり案件までは至らないだろうということで、いったん終了しています。今現在、情報提供いただいているご家庭につきましては、児相からお話をいただき、学校から話をする中で、お母さんが不安定な部分があるということで見守

りが必要なんです、学校の行事等にも、以前は全然来てなかったのが、お父さんと一緒に参加をするなり、子どもたちの授業参観や行事にも積極的に来て、先生方ともいろんな話をしたり学校に懇談にも来るということで、学校への関わりが今までは、ほぼゼロというか、いつもお父さんが来てくれて、お母さんは来てくれないという感じだったのが、お母さんも、お二人で子どもたちに関わる形になってきてるので、変化の兆しは見えていると思います。お母さんの根本的な、お母さん自身の課題が解決したわけではありませんので、その点では、もうしばらく見守りが要るかなということで、要対協が定期的にお父さんと面談をしたりしてお話を伺う形にしています。お母さん自身へのケアがなかなか難しく、直接、こちらがどうこう話ができるという状態ではないですので、お父さんを通じてということでご家庭の関りを変えていただいています。

佐々倉委員： 2件ともお父さんも家庭の中にはいらっしゃるんですか。保護者がお母さんだけということはあるんですか。2件ともお母さん以外に大人はいるんですか。

中川教育対策監： います。

教育長： 家庭状況は、両親ともいる家庭ですね。

中川教育対策監： はい。

石崎委員： 学校には、休むことなく来てるといような状態ですか。

中川教育対策監： 毎日、休まずに来ています。

坂本委員： 連携が出来ているという、お話は聞いていて思いました。学校や児相の方も、いろいろ聞き取りしていただいていますね。20年ぐらい前ですが虐待の子どもがいた時にほとんど連携が出来ていなくて、その状態を町へはお話をしたんですが、なかなか連携が取れなかった。今は、細かくしているなど感じます。

佐々倉委員： 小学校も中学校も微々たる増加というよりは、分かりやすく、いじめだったり暴力だったり件数が増えていると思うんですが、これは、今、数だけ言っていたんですが、例えば特定の小学校で増えているとか、この時期がゆえにみたいな、原因というのは見えているところはあるんですか。

中川教育対策監： 規模によると思うんですが、全然ないという学校も正直、あります。いじめの見取りの規定を学校に周知をしているんですが、それでも、ないという学校に、ありますよねとは、なかなか言えない。そのあたりは色々考えた上での計上ではないかと思います。内容も、鬼ごっこの時に仲間に入れてもらえなかったというのも中に入っています。それから、おまえと言われて嫌だった、無視をされた、返事をしてくれなかった、机の中の自分の持ち物に勝手に触られて嫌だった、勝手に借りられたなど、そういうものを全部上げています。そのあたりで件数的に上がってきています。しかし、内容は、重大事案の中にいけないので、3か月間の見取りをしています。

佐々倉委員： この調査の取り方が、いつまでも先生になじまないというか、どれをどこまで上げるかによって、学校ごとにすごい波が出たり、先生の報告も今期は多くても、次のときはないと言ってしまうということもあるかと思います。今回の報告の中で、特別、今回は多かったということや、今月はトラブルが多かったという学校側の個別の報告というのもないんですか。

中川教育対策監： 上がってないです。いつもある学校は、いつもあるという感じです。

佐々倉委員： 拾い方の問題ということですか。

中川教育対策監： 一応、ないところには聞き取りはするんですけどもどう考えてもないねと言われるれば、学校は朝の職朝、支援会、職員会とかで生徒の情報交換をやっているんで、一応、

担任が判断で隠してしまわないように上げるという場面はたくさん、あるので、その中で特に目立つ事案が本当にないのかなと思っています。、小規模の学校とかはないのかなと思ったりもします。ある一定の人数がいるところはトラブルが起きやすいのかなという感じはしています。

横山委員： 特に重大な事案とかいうのは上がってきてないんですね。

中川教育対策監： 上がってきてないです。仲間外れにされたというのも結構多いというか、嫌なことを言われたとか、そういうことです。

教育長： 学校別が出てますので、見ていただいたら、先生方の捉え方、見取り方もあるし、やっぱりかと思われる、学年でも差が出てきている学校もあるのではないかとも思います。これによって欠席、不登校とか、重大な事案には至ってないという事案ばかりです。認知件数自体は、全国平均は本当にこれなのかどうか分かりませんよね。突出しているようで、判断基準というか捉え方の違いなのかどうか。

中川教育対策監： 県によって、全県下で、ある学校の件数より少ないところもありますので、県全体で、という都道府県もあります。

佐々倉委員： 1県よりもですか。

中川教育対策監： 例えば、愛媛県とかが少ないです。愛媛県の件数が1校分の件数だったりするので、県教委や先生の見取り方や捉え方の違いがあると思います。

佐々倉委員： 感覚的ですよ。

中川教育対策監： 高知県は、国が上げている、いじめ防止の基準に沿って件数を計上しているのですごい多いということです。

坂本委員： これは学校で先生方が職員会のときに上げているんでしょうか。

中川教育対策監： 毎日朝の打ち合わせをしていますので、その時に気になった件数を上げて、それ以外にも教頭先生に全て情報を集約するようになっていきますので、いじめのシートを作って打ち込んで、あった時は、そこに誰が、どういうふうになったという計上をするようにして、学校全体で取りまとめして、その情報をいつでも、誰でもが見れるような形で情報をひとまとめにしていると思います。

佐々倉委員： 大事なものは、そっちですよ。どう動いているかというのを先生たちが把握してるのかどうか。

教育長： いじめの認知件数については、これが氷山の一角だったら困りますけども、それだけ見取っていただいているということも言えるのではないかと思います。長期欠席、不登校傾向の児童生徒、新たに今年度になって不登校になった児童生徒もいますが、その対応、支援内容も取り組んでいるというところで、特に中学校は、ほとんど窪川中学校の生徒にはなっています。

中川教育対策監： 傾向的には、小学校の時に心配されていたお子さんが中学校1年ぐらいまで頑張っていたんだけど、2年生になって、ちょっとみたいな形です。小学校でのいろんな課題が解決しないままに上がってくると、中学校でそれがまた、そのまま出るのかなという傾向はあるということです。心配されているお子さんも何人か新規にということで上がっていますけども、実際、小学校の時にみたいな話もお聞きもしていますので、そのあたりの小中の連携もすごい大事と思っています。

教育長： 中学校の数字が出てまして、また、学校別も出てますが、前回7月の調査でも報告をさせていただきました。今回は、12月末現在というところで、新たに不登校傾向の児童生徒数も増えていますが、校内支援会や研修会等で対応もしていただいてもあります。また、いじめの認知件数も四万十町はすごいなと思ってから、他のところと

比べると、ちゃんと小さなこと、大きな事案になる前に芽を摘んでいただいているというところで、今後の期待もするところです。

この件について何かございませんでしょうか。

小休にしたいと思います。

(小休止)

教育長 : 正常に戻したいと思います。

この案件については、まだまだ議論もしていかなければならないと思います。実際、本当の原因の根っこを調べるにも、各学校で参考にさせていただき、また、件数自体の数字だけ出ていくと大変な数字ともなりますが、町内ではしっかり聞き取りもしているということで、佐々倉委員が言われたように、これは、まず子どもの心の問題解決にも生かさなければなりません。また、件数の経年変化等も見えていながら、事務局でも資料整理もしていければと思います。

この件については以上でよろしいでしょうか。ありがとうございます。

中川教育対策監 : ありがとうございます。検討させていただきます。

教育長 : 続きまして、その他 ①文化的施設準備室(仮称)の設置について、事務局の説明をお願いします。

(事務局より、その他 ①文化的施設準備室(仮称)の設置について、説明する。)

教育長 : 文化的施設の整備に関する案件です。現在、説明会をさせていただき、併せて内部の職員体制として準備室、推進室は町長部局で構えていくという体制案もご説明をさせていただきました。この案件については、町全体で進めるという、対外的なことも含めしっかり腰を据えてやらなければいけないという町のプロジェクト事業として町全体で捉えた体制案です。この件について何かありましたらお願いします。

林生涯学習課長 : 補足ですが、その中にあえて文化的施設の整備についてはと、今のところ、整備についてはというところにしております。今後、運営等、社会教育から離れるのかどうかという部分については、今後の検討事項ということで、最終的な判断は、開館前にもう一回行うということしていきたいというところで話し合っています。

教育長 : 今晚は、大正地域、明日は、十和地域で会を予定しております。いろいろ窪川地域でもご意見はいただきました。まだまだイメージがつきにくい文化的複合施設ですので、もうちょっと住民の皆さんにイメージがつきやすい役割、機能を示せたらいいんですが、サービス計画は今現在進行中ですので、分かりづらさもまだ、あるかと思えます。今後、ケーブルテレビ、広報、また各区長文書でもお知らせをしていく予定ですので、資料をご覧になっていただきたいと思います。

それでは続いて、その他 ②給食センター再構築について、事務局より説明をお願いします。

(事務局より、その他 ②給食センター再構築について、説明する。)

教育長 : 学校給食センターの再構築、大正学校給食センターの休止計画については、先ほども申し上げたとおり、再度協議検討をし直すというところです。学校給食センター機能について、もう一度あらためて事務局でも練り直さないといけない案件だと思います。現状の把握、そして耐用年数等も含めた施設本体、そして備品等も含め詳細なデータの的なものも含め資料を集めて整理をして、もう一度、再検討していこうということとなりました。また、この件については事務局案について今後、この教育委員会でもお示しできる時期が来ると思いますので、また、そのときはご意見をいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

給食センターについてはよろしいですか。

佐々倉委員 : 議会のほうから言われていることについては、ケーブルを見たので雰囲気は分かったんですが、保護者からは、再構築しようと思いきや9月に休止しようと思うという話をしたときには、どういう意見が出たんですか。

西谷学校教育課長 : 大正地域は残してもらいたいという思いはあるということと、あとは、あまりにも性急過ぎはしないかと、もっと時間をかけて十分資料も精査して説明して欲しいという意見もかなり出されました。そういったことを踏まえて、町も早く進め過ぎたということで、ゆっくり時間をかけて説明をして進めていくということでお話をしたということです。

佐々倉委員 : 残して欲しいというのは、子どもの食べるものに対しての感覚なのか、例えば雇用とか建物なりという、どこを理由に残して欲しいというのがありますか。

西谷学校教育課長 : 感覚的には、学校の近くに給食センターがあると安心感というものが保護者にもあるということです。大正地域は、もともと地区で、かなり古くから給食センターを設置していましたので、そういった思いも、この前の議会での答弁、質問やりとりもあったんですが、そういう思いも地元にはあると思います。雇用につきましては、特に継続した雇用を進めるということも言っていますし、地元商店や大正地域の生産者グループにも話しましたら、生産者が野菜を持っていくところの場所が遠くなるけれども、特に問題がないとか、大正フードというお店も、かなり取引をしているんですが、そこも特に昭和になっても配送は出来るというお話もいただいていた。特に議会サイド、あるいは保護者の説明があまりにも早過ぎたということで、もっと詳しく、先ほど教育長が言われたみたいに、資料もかなり整えて説明して欲しいということで、やり直して説明したいと思っています。

この前、大正の区長会で地区長から言われたんですが、機械が壊れたらどうするかと聞かれましたが、その時は、さすがに給食は続けられないといけませんので修理しながら続けていく考えは持っているということをお話ししました。ただ、耐用年数とか機械の保守とかもありますので、そういったことを考えると、なるだけ早く、今壊れていないうちに我々としては次の手を打ちたかったという思いが強過ぎて、今回、なるだけ早くということで考えていましたが、それは早過ぎるということになりましたので、仕切り直しということで、壊れたら直していかないといけないと思っています。

佐々倉委員 : 今、大正で使っているものが古いということですか。それが壊れたらどうなりますか。

西谷学校教育課長 : 止まったらいけませんので、それは新しい機器に買い替える形にしなければなりません。1,000万、2,000万という機器がありますので、それをいったん換えてしまうとすると、タイミング的なこともあり早くしたかったんですが、どうも、それでは駄目ということで、工夫しながら経費もなるだけ掛けないような形でやってい

きたいと思っています。

教育長 : この件については、あらためて自分も性急過ぎるということもあり、それ以前に、合併前の旧3地区で一つずつあるのが機能しなくなるという寂しさのほうが一番強いと思います。合併のスケールメリットとか、効率的な行政運営、コストも含めて大枠は理解していただけますが、給食機能が隣にあるのがなくなるという精神的なダメージが大きいと思います。それを理解していただくには相当な説明能力と時間を要すると思われる案件です。三つのセンターの、耐用年数や備品類等も、もう一度、整理して見直して一定、いつまでの時期が妥当なのかを含め整理をする必要があるかと思っています。今後の適正配置も含め将来的なものを考えないといけないと思います。この件については仕切り直しの仕切り直しでいきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

給食センターについてはよろしいでしょうか。

全委員 : はい。

教育長 : 続いて、その他 ③卒業式への参加について、事務局より説明をお願いします。

(事務局より、その他 ③卒業式への参加について、説明する。)

教育長 : 卒業式への参加について、教育委員会として今年も出席をしないという方向でいきたいというこの事務局案です。

横山委員 : ちなみに高校は、中止ですか、あるのですか。

教育長 : あります。高校は町内の2校については3月1日、午前中に四万十高校で祝辞を読み上げる、町長だけです。あとは、PTA会長ぐらいで、他、四万十高校なら振興会の議員さんらも来てましたけども一切呼ばないようです。

横山委員 : 出席は委員会から毎年、していたみたいですが。

教育長 : 毎年、してましたが、今回は祝辞を読み上げる人だけということです。小中学校については、残念ですが、教育委員会として参加を今年も見送るということですのでよろしいでしょうかね。

それから、卒業式の実施方法ですが、規模により、全校がいなければ寂しくなる学校もあります。窪中をどうしようかというところで悩んでいます。在校生を入れて、保護者も来るとなるとかなりの人数になるということもあります。なかなか統一したことが示せれません。感染症対策はしっかりやっていただいて、とにかく卒業生をしっかり送らないといけませんので、卒業生の親も、人数制限するかどうか分からないですが、学年で制限するかも分かりませんが、間隔を取って在校生も座れるようであれば在校生も、どちらにしてもマスクをしていますので、飛沫が飛ばないように、歌もマスクをしながら歌を歌うことになるのかもしれない。

浜田教育次長 : 校長会の会長と副会長から歌をやりたいと相談があって、あんまり気張って歌ったらだめとやることはやってもらうようにしています。

教育長 : 各学校で、その辺は工夫をしてやっていただくということをお願いしようかと思っています。卒業式の案件ですけど、よろしいでしょうか。

佐々倉委員 : 入学式もですよね。学校に伝えることは、私たちの出席とかはないと思うんですけど、安全対策で言うと、親が来たいだろうなと思います

浜田教育次長 : 入学式は、親は出たいですね。

教育長 : それはそうですね。

佐々倉委員： 十川とかだと2m間隔取れるぐらい広いですけど、この状況でやるとどうか。

教育長： 入学式も控えていますので、状況によりますが、多分、入学式は、卒業式ぐらいでやらないといけないですね。

卒業式への参加については以上です。

それでは、教職員の人事異動の案件ですけど、これはあくまで予定です。内示の発表が3月20日、土曜日になりそうです。

最初、19日と書いてましたが、20日の予定と県からもありました。その前段の内申が3月の初めになります。その時点で臨時の教育委員会を開催することとなりますので、後でそれは申し上げます。

高岡地区と県の教育委員会連合会の関係ですが、県の地教連の総会が2月12日にありまして、今日までに出欠を提出しないとイケないため参加が2名までということで、申し訳ないですが、横山委員と私で行くことに事前に協議をしています。

横山委員： 変更は可能です。

教育長： 横山委員と山脇でいくこととすることをここで承認いただけますか  
構いません。

全委員： はい。

教育長： 2名までということですみません。

高岡地区の地教連の総会が4月9日ですので予定をお願いします。

それで、先ほどの臨時の教育委員会も含め、次回の教育委員会の開催の日程についてはどうですか。

浜田教育次長： 3月は、3回やらないとイケないかもしれません。

教育長： 教職員の人事の県の日程と、町の議会と人事異動の日程と両方に合わさないと  
思います。

定例をまず3月2日火曜日を予定してください。もし変更がありましたら、すぐご連絡をいたしますのでお願いします。臨時を3月20日過ぎぐらいにるかと思いますがお願いします。その間に1回また、議会前になるかもしれません。

その辺も流動的などころもありますけど、ご連絡いたしますので、よろしく  
お願いします。

他、その他ではございませんでしょうか。

佐々倉委員： すみません。興津の閉校式は私たちは出ないということですか。

西谷学校教育課長： 出るような形です。

教育長： 閉校式を3月28日に行います。

西谷学校教育課長： 案内は、ロッカーに入っていると思います。

教育長： ロッカーに入っていますので、3月28日の閉校記念式典は出ていただきたい  
と思います。

石崎委員： 3月28日、10時からですね。

横山委員： 車は出ますか。

東学校教育副課長： 出ます。

教育長： ここから皆さんと一緒にということですか。

教育長： 以上をもちまして、本日の日程は全て終了しました。教育委員会、令和3年2月定例会を閉会いたします。

(閉会)

3月の定例委員会予定 令和3年3月2日(火)

教育長：\_\_\_\_\_

署名人：\_\_\_\_\_